

平成 27 年 7 月 24 日

浜田市議会議長 原 田 義 則 様

浜田市議会議員政治倫理審査会
会 長 岡 本 正 友

審査結果について（報告）

平成 27 年 5 月 26 日付けで審査要請のあった事項について、審査を行ったので、浜田市議会議員政治倫理条例第 13 条第 1 項の規定により、審査の結果を報告します。

審査結果報告書 別添のとおり

審査結果報告書

1 はじめに

浜田市議会議員政治倫理審査会は、平成 27 年 5 月 26 日付けで議長からの審査要請を受けて以降、6 月 1 日から 5 回にわたり審査会を開き、関係者からの意見聴取等を行うとともに、審査要請のあった事項が政治倫理基準に違反するか否かについて慎重に審議を行った。

その結果、審査会としての結論を得たので、審査の経過を含めて報告する。

2 審査対象議員

森谷公昭議員

3 審査要請事項

5 月 26 日付で道下文男、江角敏和、佐々木豊治、芦谷英夫議員から、次の事例について浜田市議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定に違反する疑いがあるとして、議長に審査請求がなされ、議長から審査要請があったもの。

開かれた議会を目指し、議会改革推進特別委員会で検討し、本会議や委員会における質疑や審議状況の動画ライブ配信及び録画配信を平成 27 年度以降に議会ホームページ等を使って配信をすることと決定しているが、当該議員の Facebook で、YouTube に一般質問の映像が掲載された。これについて議員が掲載したのか会議の場で確認をしたが、議員は否定をされた。これにより、映像の著作権者である浜田市が著作権法違反で告訴した。

警察の捜査の結果、当該議員を著作権法違反の被疑者として特定した旨執行部から報告を受けたことから、被疑者として特定された当該議員が、議会の委員会という公的な会議の場で自分は関与していないと発言されたことは、結果として事実と大きく違い、浜田市議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定に違反する疑いがあることから審査要請があった。

4 審査会の開催経過

○ 第 8 回 6 月 1 日（月）

審査要請内容や今後の事務の流れについて確認した後、条例上は非公開とされている審議の手続きや審査会については公開することを決定した。その後、審査することの適否を諮り、全会一致で審査することが適当と決定した。また、今後の審査会で、審査請求者及び執行部、審査対象議員の意見聴取を行うことを決定し、合わせて次回以降の審査日程を確認した。

○ 第 9 回 6 月 12 日（金）

審査請求者から請求に至った経過や審査請求の内容について意見を聴取した。その後、著作権法違反被疑事件への執行部の対応について、その事実関係等について確認するため、執行部から意見を聴取した。

○ 第 10 回 6 月 19 日（金）

次回の審査対象議員に対しての意見聴取に当たり、審査対象議員からの申出を受けた。会議の様様をビデオ録画やインターネット（ユーチューブ）への配信をしたい旨であった。審査の結果却下とした。

○ 第11回 6月26日(金)

正副会長が、6月15日浜田警察署に出向き、このたびの著作権法違反の告訴に対する回答の内容について確認を行なったためその結果の報告を受け、次に審査対象議員から、審査請求の理由についての意見を聴取するとともに釈明を受けた。そして全体的な委員間の意見交換を行った。

○ 第12回 7月3日(金)

審査の開始から前回までの間の審査結果の意見集約を行なった。次回その結果をとりまとめ審査結果報告書の確認を行なうこととした。

○ 第13回 7月17日(金)

前回までの審査結果報告書の最終確認を行い、今回を含め各委員の意見を詳細に記述するとともに、審査会として必要と認める措置について決定し、議長に報告することとした。

5 審査結果

審査にあたって委員から出た意見は次のとおりである。

- ・ 議会改革推進特別委員会において、本会議や委員会のインターネット配信について公開の方針決定をしている状況のもと、審査対象議員が先んじて公開したことはルール違反である。公開の時期など、議会できめたルールは守るべきである。
- ・ 請求された審査要請事項は政治倫理の観点から判断することであり、疑惑をもたれた場合は、真摯に受け止め反省すべきである。
- ・ 審査対象議員が主張されるように、今後、情報公開はいつそう進むと思うが、これまでの審査の過程で、倫理上の疑惑は拭いきれない。
- ・ 議論を通じて共通認識を持つことは時間がかかることである。意見が合わないからといって単独で行動をすることは慎むべきである。議員として、人として責任を持つべきである。
- ・ 審査対象議員については、前回も厳重注意という処分を受けながら、今回もこのような審査会を開かざるを得ないことは、残念でならない。疑惑をもたれることに対し反省し、謝罪をしていただきたい。
- ・ 被疑者であるとされ、疑惑を持たれた以上、審査対象議員自ら疑惑を解明するとともに、責任を明らかにするよう努める必要があるにも関わらず、審査会の出席にあたり条件をつけたり、委員の中傷をするなどの行為は理解ができない。

以上、政治倫理基準に違反し、何らかの処分をすべきという意見が多くあったが、

- ・ 本人が配信していないと言っている以上、処分できないのではないかと。
- ・ 審査対象議員が配信したという印象は持っているが、本人がやっていないといわれる以上、条例がいう「不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」をしたのは、当該議員ではないと捉えざるを得ない。

したがって、処分するのは困難であるという意見もあった。

これらを総括し、採決の結果、審査会委員の多数が審査対象議員の言動に、市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう行為があったと判断し、以下のとおり政治倫理基準に違反するとの結論を得た。

『動画の公開は特別委員会の決定事項であり、それに先んじて公開したと疑われる行為があったことについて、本人は会議の場で否定されていたが、その真偽を確認するため、当審査会の正副会長が警察署に出向き確認をおこなった。その結果、口頭ではあるが、執行部からの報告と同様な説明を受けたことは、疑惑を拭いきれず、対象議員は真摯に受け止め反省をし、疑惑を払拭すべきである。また、議会内部の決定事項、ルールは議会人として、人間として当然に守るべきものである。さらに審査案件は違うものの、前回政治倫理基準に違反するとの決定で、議長からの厳重注意をうけているにもかかわらず、再びこのようなことがあったことで、今回は謝罪を受けるべきという意見も出るほど、政治倫理上、良しとはいえない。

また、当該議員は動画の公開を行っていないと主張されており、具体的証拠がないことは、審査基準に違反するとは断定しにくい。との意見もあり、当該議員が今回公開したと認められた6月議会の動画公開の行為について改めて議論すべきだとの意見もあった。

なお、動画の公開については、時期や方法など意見の違いはあるにしても、浜田市議会として当然取り組むべきものであり、当該議員もいっしょになって足並みをそろえようとする意見も出されたところである。』

6 審査会が必要と認める措置

政治倫理条例第15条に基づく措置については、「今後、政治倫理基準に違反するような行為を行わないよう反省を求め、本会議の場で厳重注意」とする。